**【Ver2認定品の再審査用】**

**無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白**

エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日：20 | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申込商品名（商品ブランド名） |  |
| 申込者（会社名） |  | 印（社印を捺印） |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞1. 認定基準ごとに設けられた「記入欄」に申込製品に該当する内容**（青字部分）**をチェック・記入して下さい。
2. 「記入欄」に記載されている書類を提出して下さい。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| エコマーク表示　（予定）について記載下さい | 表示媒体　※ 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること[ ]  **製品 ／**[ ]  **包装 ／**[ ]  **Web** [ ]  **商品説明書（パンフレット・カタログ・リーフレット）**[ ]  **取扱説明書 ／ その他 （ ）** |
| エコマーク表示予定設計図 | 表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）　※下エコマーク認定番号または使用契約者名が確認できる原稿をご提出下さい。※「エコマーク商品認定・使用申込書」の｢エコマーク表示見本｣の画像をご使用下さい。※従来の表示も可能です。（表示例）　148_消音ユニット_坊主エコマーク認定番号○○○○○○○○ |
| 【表示無しの理由】：エコマークを表示しない（予定）場合 |

**「4-1-1．主環境要件に関する基準」**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準概要／記入欄　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (4)①綿a | 該当する□にチェックの上、**記入表１D(Excelファイル)、記入表6を提出して下さい。****＜無漂白＞**[ ] 漂白工程がなく、蛍光増白加工がされていない。[ ] 記入表6のとおり、使用可能な薬剤のみ使用し、従来の工程と比較して化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO2排出量）を削減している。**＜酸素系漂白＞**[ ] 過酸化水素、オゾンなどの酸素系漂白であって、蛍光増白加工がされていない。[ ] 記入表6のとおり、漂白薬剤を除き水生環境に有害な化学物質を使用せず※、従来の工程と比較して化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO2排出量）を削減している。 ※水生環境に有害な化学物質を使用する場合、従来の工程と比較してCO2排出量を30％以上削減している場合に限り、使用量を削減し、該当する成分を繊維中および排水中に残さないことでも可 |
|

**「4-1-2.有害物質に関する基準」**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準概要／記入欄　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (6) | 製品の各種加工について、該当する□にチェックを入れて下さい。[ ]  **下記の加工はいずれも行っていない。**[ ]  **防かび加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している　 ・有機水銀化合物、トリフェニルすず化合物、トリブチルすず化合物が検出しない　**⇒　加工剤のSDSを提出して下さい。**[ ]  **柔軟加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **衛生加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **抗菌加工をしており、以下を満たす。**・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している**⇒　SEKマーク等の認証の写しを提出して下さい。**[ ]  **製品漂白加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している[ ]  **難燃・防炎加工をしており、以下を満たす。**　 ・加工剤の安全性、最小限の使用に配慮している・APO、TDBPP、ビス(2･3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物が検出しない・PBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィン、ヘキサブロモシクロドデカンの使用がない**⇒　加工剤のSDS、CASNo.、または防炎物品・防炎製品認定証の写しを提出して下さい。**[ ]  **フッ素系撥水、はっ油加工、または防汚加工をしており、以下を満たす。**・PFOS、PFOAは非含有または1μg/m2以下である**⇒　非含有の証明、または試験結果を提出して下さい。**[ ]  **プリント加工をしており、以下を満たす。**・表9①～③に定める染料・顔料（記入表8参照）、およびクロムを使用していない・乳幼児製品に該当する場合、DEHP、DBP、BBP、DNOP、DINP、DIDPの基準値(0.1wt%以下)に適合する |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (7) | 遊離ホルムアルデヒド量は表8の基準値に適合する。（試験方法　厚生省令第34号）表8（抜粋）

|  |
| --- |
| 対象製品 |
| 乳幼児用(生後24月以下)おむつなど | 直接肌に触れる可能性の高い製品(寝具､タオル､中衣･下着用紡織基礎製品など) | その他製品（カーテン、カーペット、エプロンなど） |
| 検出せず(16ppm以下) | 75ppm以下 | 300ppm以下 |

[ ]  **適合する　／**[ ]  **適合しない** |
| [確認・証明方法][ ]  **生地毎または製品出荷ロット毎等で検査を行い**、ホルムアルデヒドの量を確認している。[ ] 遊離ホルムアルデヒド量が**基準値以上になる染色・樹脂加工は行っていないことを****確認している。**[ ]  **旧基準（Ver2）での認定時と使用材料が変わっていないか、同等のものを使用している。**[ ]  **試験結果を提出する。　⇒　添付して下さい**[ ]  **その他**（以下に確認方法を記載して下さい。）【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| (8) | 製品に使用する染料、顔料において、表9①～③（記入表8）に定める染料・顔料を使用していない。（染料・顔料を全く使用していない場合は、チェック不要です。）[ ]  **満たす　／**[ ]  **満たさない****⇒　記入表8を提出して下さい。（染色した材料全てについて確認を行っていれば、代表1点でも可**）かつ、クロムの使用がない。クロムを使用する場合は羊毛のみで、製品が表5の基準を満たし、染色工程におけるクロムの排水処理が適正に管理されていること（排水基準として六価クロム化合物0.5mg/L以下、または該当する法規制値のいずれか厳しい方を満たしていること ）。　　　　　表5

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物質名 | 対象製品 | 試験方法 |
| 乳幼児(36ヶ月未満) | 成人(36ヶ月以上)他 |
| 六価クロム | 0.5 mg/kg以下（検出限界以下） | 0.5 mg/kg以下（検出限界以下） | EN ISO105-E04-2014OekoTex |
| 総クロム | 1mg/kg以下 | 2mg/kg以下 | EN ISO105-E04-2014OekoTex |

[ ]  **クロムの使用がない**[ ]  **羊毛のみクロムの使用がある　⇒　記入表8、試験結果、排水の証明を　提出して下さい** |
| (9) | 製品は、ポリマー骨格にハロゲン系元素を含むプラスチックおよび繊維の使用がない。（着色材、添加剤、フッ素系加工剤を除く）。　[ ]  **使用なし　／**[ ]  **使用あり**⇒　**使用ありの場合**には、以下の該当欄にチェックを入れて下さい。[ ]  **防炎物品または防炎製品**[ ]  **使用後回収・リサイクルされる製品**[ ]  **使用期間が平均して20年以上の製品** |

**「4-1-3.その他の基準」**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄　**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (10) | 申込商品の最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規および公害防止協定などを順守している（過去5年間）。または、過去に生じた違反は適正な改善をはかり、再発防止を講じて順守している。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ****⇒　過去5年以内に違反があり、****適正な改善等を行っている場合、****または従業員300人以上の工場は、****記入表12を提出して下さい。** |
| (11) | 包装は、ポリマー骨格にハロゲン系元素を含むプラスチックの使用がない。 | [ ]  **はい　　／**[ ]  **いいえ**[ ]  **包装なし** |
| 包装は、省資源、繰り返し使用、リサイクル容易性、異種材料の分離容易性、材質表示に配慮している。 | **包装材の材質を記載して下さい**【　　　　　　 　　】 |
| (12) | 使い捨て製品ではない。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

**「4-2.品質に関する基準」**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (13) | 製品の品質について、JIS規格、業界や検査機関などの規格、または自社規格などにより、品質管理を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

**「5.配慮事項」**

**認定の要件ではありませんが、配慮が望ましい事項です。記入欄にチェックを入れて下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要 | 記入欄**※該当する□にチェックを入れて下さい** |
| (1) | 申込商品または同様な代表商品について、LCAを実施しており、環境負荷低減効果が確認され、かつ、その結果が公表されている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |
| (2) | 使用後のリサイクルに配慮した設計を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |
| 使用後の製品の回収およびリサイクルに対する取り組みを定常的に実施、または定期的に自治体、団体、小売店舗などで行われる取り組みに参加、協力を行っている。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |
| (3) | 使用する綿原料について、可能な限りオーガニッコットンや未利用原料を使用している。 | [ ]  **はい　／**[ ]  **いいえ** |

 記入表6‐104V3

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

綿精練工程証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 【発行企業名】 | 【発行担当者】 |
| 印　　（社印を捺印） | 住所： |
| 部署： | 役職： |
| 氏名： |
| TEL： | E-mail： |

＊発行者は、糊抜き・精練・漂白工程の担当事業者

供給する綿（糸・生地：品番名　　　　）について、以下の通り、基準に適合する薬剤を用い、従来の工程と比較して化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO2排出量）を削減した精練等を行っていることを証明します。

１．加工工程での使用薬剤、エネルギー使用量

　＊該当する□欄にチェックのうえ、欄内を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程 | 工程有無 | 使用薬剤名※ | 処理に要するエネルギー使用量（CO2排出量）と削減方法 |
| 糊抜き | [ ] あり[ ] なし | 例：酵素（アミラーゼ） | 例:ボイラー60℃×○分（又は○MJ/糸1kg）糊付を澱粉糊にすることで化学糊を使用するよりも低温処理を行う |
| 精練 | [ ] あり[ ] なし |  |  |
| 漂白 | [ ] 酸素系漂白あり[ ] なし |  |  |
| 蛍光増白加工 | [ ] あり[ ] なし | ※蛍光増白剤を使用の場合は認定基準に適合しません。 |  |

※使用薬剤について、使用可能な薬剤例にある薬剤以外は、認定基準書4-1-1.(4)の水生環境に有害な化学物質に該当しないことが分かる資料（安全データシート（SDS）、試験結果など）を添付ください。酸素系漂白で水生生物に有害な化学物質の使用の例外を適用する場合は、２についても証明が必要となります。

【水生環境に有害な化学物質】

|  |  |
| --- | --- |
| 以下に該当する水生環境に有害な化学物質は、原則として使用不可・「GHS化学品の分類および表示に関する世界調和システム」による以下の区分H400、H410、H411・EU「リスクフレーズ（Direction 67/548/EEC）」に基づく以下の分類R50、R51、R52、R53 | 使用可能な薬剤例：酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、陰・陽・非イオン活性剤（天然脂肪酸のパルミチン酸Na、オレイン酸Na、ステアリン酸Na、ラウリン酸Naなど。これ以外の界面活性剤は表4の要件を満たすこと） |
| 上記区分が明らかでない薬剤については、以下を満たす薬剤は使用可・Global Organic Textile Standard（GOTS）において使用が認められている薬剤・以下の条件を満たすことが確認できる薬剤経口毒性　LD50>2000mg/kg　かつ以下のいずれかに適合水生生物毒性　LC50、EC50、IC50>100mg/L以上　または生分解度70%以上の場合　水生生物毒性LC50、EC50、IC50>10mg/L　または生分解度95%以上の場合　水生生物毒性LC50、EC50、IC50>1mg/L |

※酸素系漂白において、水生環境に有害な化学物質の使用の例外（CO2排出量の30％以上削減）を適用する場合は、　本ページの提出が必要です。

２． 従来工程との比較の詳細と使用薬剤の扱いについて（別紙による説明でも可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 比較内容 | 従来工程 | 申込工程 |
| 工程の概要 | 例）アルカリ精練、アルカリ法による過酸化水素漂白 | 例）還元中和法によるオゾン漂白、中性法による過酸化水素漂白 |
| CO2排出量（CO2-g/糸1kg） |  |  |
| 使用薬剤使用量 | ※従来工程で一般的に使用される薬剤の種類、使用量を記載ください。 | 従来の工程と比較して水生環境に有害な化学物質の使用量を削減しているか？　[ ] はい　／　[ ] いいえ |
| ※申込工程で使用される薬剤の種類、使用量を記載ください。 |
| 水生環境に有害な化学物質の処理 |  | 該当する成分を繊維中および排水中に残していないか？　[ ] はい　／　[ ] いいえ |
| ※処理方法について説明ください |

記入表8‐104 V3

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

染料・顔料証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| （発行者：原着・染色・製品印刷工場）事業者名：工場名： | 印（社印又は責任者印） |

＊発行者は、染色工場等

**該当する項目の□いずれかにチェック・記載をして下さい。**

[ ] 　本工場で用いる顔料・染料について、クロムおよび以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

[ ] 　品番名【　　　　　　】に用いる顔料・染料について、クロムおよび以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

[ ] 　品番名【　　　　　　】に用いる顔料・染料について、羊毛のみクロムの使用があります※。

また以下の①②③に記載がある顔料、染料の使用は一切ありません

※クロムの使用がある場合、製品の試験結果および排水基準を満たす証明書の添付が必要です。

1. 分解して下記の発癌性アミン類（24物質）を生成する可能性があるアゾ系染料

（JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3（ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2）により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 92-67-1 | 4-Aminobiphenyl | 838-88-0 | 4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane |
| 92-87-5 | Benzidine | 120-71-8 | p-Cresidine |
| 95-69-2 | 4-Chloro-o-toluidine | 101-14-4 | 4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane  |
| 91-59-8 | 2-Naphthylamine | 101-80-4 | 4,4'-Diaminodiphenylether |
| 97-56-3 | o-Aminoazotoluene  | 139-65-1 | 4,4'-Diaminodiphenylsulfide |
| 99-55-8 | 2-Amino-4-nitrotoluene  | 95-53-4 | o-Toluidine |
| 106-47-8 | 4-Chloroaniline  | 95-80-7 | 2,4-Diaminotoluene |
| 615-05-4 | 2,4-Diaminoanisole  | 137-17-7 | 2,4,5-Trimethylaniline |
| 101-77-9 | 4,4'-Diaminodiphenylmethane  | 90-04-0 | o-Anisidine |
| 91-94-1 | 3,3-Dichlorbenzidine  | 95-68-1 | 2,4-Xylidine |
| 119-90-4 | o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine | 87-62-7 | 2,6-Xylidine |
| 119-93-7 | o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine | 60-09-3 | 4-Aminoazobenzene |

② 発癌性染料（9物質）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 569-61-9 | C.I. BASIC RED 9 | CI 42500 | 573-58-0 | C.I. DIRECT RED 28  | CI 22120 |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 | 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 |
| 3761-53-3 | C.I. ACID RED 26 | CI 16150 | 632-99-5 | C.I. BASIC VIOLET14 |  |
| 2602-46-2 | C.I. DIRECT BLUE 6 | CI 22610 | 82-28-0 | C.I.DISPERSE ORANGE11 |  |
| 1937-37-7 | C.I. DIRECT BLACK 38  | CI 30235 |  |  |  |

③ 皮膚感作性染料（21物質）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2475-46-9 | C.I. DISPERSE BLUE 3 | CI 61505 | 12222-97-8 | C.I. DISPERSE BLUE 102 |  |
| 12222-75-2 | C.I. DISPERSE BLUE 35 |  | 2581-69-3 | C.I. DISPERSE ORANGE 1 | CI 11080 |
| 12223-01-7 | C.I. DISPERSE BLUE 106 |  |  | C.I. DISPERSE ORANGE 76 | CI 11132 |
| 61951-51-7 | C.I. DISPERSE BLUE 124 |  | 2872-48-2 | C.I. DISPERSE RED 11 | CI 62015 |
| 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 | 3179-89-3 | C.I. DISPERSE RED 17 | CI 11210 |
| 730-40-5 | C.I. DISPERSE ORANGE 3 | CI 11005 | 119-15-3 | C.I. DISPERSE YELLOW 1 | CI 10345 |
|  | C.I. DISPERSE ORANGE 37 | CI 11132 | 6373-73-5 | C.I. DISPERSE YELLOW 9 | CI 10375 |
| 2872-52-8 | C.I. DISPERSE RED 1 | CI 11110 |  | C.I. DISPERSE YELLOW 39 |  |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 |  | C.I. DISPERSE YELLOW 49 |  |
| 3179-90-6 | C.I. DISPERSE BLUE 7 | CI 62500 |  | C.I. DISPERSE BROWN1 |  |
| 3860-63-7 | C.I. DISPERSE BLUE 26 | CI 63305 |  |  |  |

以上

記入表12‐104V3

（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日：　　　　　　 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| (会社名)(工場名) 　(社印又は(責任者名)役職名　　　　　　氏名 印 責任者印) |
| 工場住所： |
| TEL　　： |

\* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）

\* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

１．申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。　**別紙一覧提出可**）

|  |  |
| --- | --- |
| 工場に関連する環境法規等の名称 | 備考 |
| [ ]  大気汚染防止法 |  |
| [ ]  水質汚濁防止法 |  |
| [ ]  騒音規制法 |  |
| [ ]  振動規制法 |  |
| [ ]  悪臭防止法 |  |
| [ ]  その他： |  |

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定）

２．本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

　　　（該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します**。）

　　[ ] 　過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。

[ ] 　創業**（　　　　年）**以来、関連する環境法規等の違反はありません。

　　[ ] 　過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの) |
| b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)3)記録文書の保管について定めたもの4)再発防止策(今後の予防策)5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果) |

　　[ ] 　過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

　　　　以上

To: Japan Environment Association

Entry 12‐104V3 (EN)

Eco Mark Office

Certificate of Compliance with Environmental Laws, etc.

|  |  |
| --- | --- |
|  Date of issue:  |  [date], |
| (Company name)(Plant name)(Name of the responsible person) title name | seal (company seal) |
| Plant address:  |
| TEL　　：+ |

\* Enter the manager (or the corresponding responsible person) of the plant manufacturing the finished goods in

the Name of the responsible person column.

**\* Effective issuing date of this Certificate shall be within three months from the date of application to Eco Mark.**

We hereby certify that the following requirements are met:

**1. We hereby certify that in manufacturing the applied product, we comply with related environmental laws and regulations and pollution control agreement (hereinafter referred to as the “Environmental Laws, etc.”) with respect to air pollution, water contamination, noise, offensive odor, and emission of hazardous substances.**

(Please check the relevant boxes as follows to submit the Certificate. **It is also acceptable to submit an attached list.**)

|  |  |
| --- | --- |
| Name of the Environmental Laws, etc. related to the plant | Remarks  |
| □ Air Pollution Control Law |  |
| □ Water Pollution Control Law |  |
| □ Noise Regulation Law |  |
| □ Vibration Regulation Law |  |
| □ Offensive Odor Control Law |  |
| □ Other:  |  |

\* In the “Other” column, enter the name of law applied to the plant, and if there are regulations or agreements of the area where the plant is located, also enter the names of such regulations and agreements (e.g., xx Prefecture xx Environmental Conservation Regulation, xx City Pollution Prevention Agreement).

**2. We hereby certify that the state of compliance with the Environmental Laws, etc. prior to the date of issue of this Certificate is as follows:**

(Please check the relevant boxes to submit the Certificate. **Violation refers to administrative punishment or administrative guidance**.)

**□ We have not violated any related Environmental Laws, etc. for the past five years.**

**□ We have not violated any related Environmental Laws, etc. since foundation of the Company (year).**

**□ We violated related Environmental Laws, etc. in the past five years, have already taken proper remedies and recurrence prevention measures, and thereafter comply with the related Environmental Laws, etc. properly.**

\*If you committed any violation subject to administrative punishment or administrative guidance, you need to submit the following documents in a and b:

|  |
| --- |
| a. For the fact of violation, the guidance document from the administrative agency (including a correction order and warning) and copies of written answers to those documents (including reports on the cause and result of correction)  |
| b. For the management system for compliance with the Environmental Laws, etc., the following materials (copies of recording documents, etc) in 1)-5):1) List of the Environmental Laws, etc. related to the area where the plant is located;2) Implementation system (organizational chart with entry of roles, etc.);3) Document stipulating retention of recording documents;4) Recurrence prevention measures (future preventive measures);5) State of implementation based on recurrence prevention measures (result of checking of the state of compliance, including the result of onsite inspection). |

**□　We violated Environmental Laws, etc. in the past, and have not yet taken corrective measures.**